

千葉県保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第44号

千葉県保健所長委任規則の一部を改正する規則

千葉県保健所長委任規則（平成12年千葉市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第18項第2号中「及び輸入業」を「、輸入業及び販売業」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号から同項第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項第10号中「17条第2項」を「18条第1項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号から同項第31号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第19項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項第1号、第2号、第3号、第8号、第9号、第10号及び第14号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第15号中「第30条の14」を「第30条の14第1項」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第17号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同号を同項第19号とし、同項第16号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同号を同項第18号とし、同項第15号の次に次の2号を加える。

(16) 法第30条の14第2項の規定による調剤・交付された医薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出の受理及び知事への送付に関する
こと。

(17) 法第30条の14第3項の規定による調剤・交付された医薬品である覚醒剤原料の譲渡の届出の受理及び知事への送付に関する
こと。

別表中第41項を第42項とし、第37項から第40項までを1項ずつ繰り下げ、第36項の次に次の1項を加える。

37 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この項において「法」という。）の規定による事務のう

ち次に掲げるもの

- (1) 法第15条第2項の規定による輸出証明書の発行に関すること。
- (2) 法第17条第2項の規定による適合施設の認定に関すること。
- (3) 法第17条第4項の規定による適合施設が認定要件に適合していることの定期的な確認に関すること。
- (4) 法第17条第5項の規定による改善の要求に関すること。
- (5) 法第38条第2項の規定による報告の徴収、物件の提出要求、立入調査及び質問に関すること。
- (6) 法第38条第5項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。